

第4章 施策の展開

- 施策の方向1 障がい者理解の促進
- 施策の方向2 権利擁護の推進
- 施策の方向3 相談支援体制の充実
- 施策の方向4 一貫した療育支援体制の確立
- 施策の方向5 多様な就労支援
- 施策の方向6 居住支援の充実
- 施策の方向7 社会参加の促進
- 施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実
- 施策の方向9 健康・医療の充実
- 施策の方向10 災害時支援体制の強化
- 施策の方向11 地域をつなぐネットワークの構築
- 施策の方向12 地域における人材等の養成

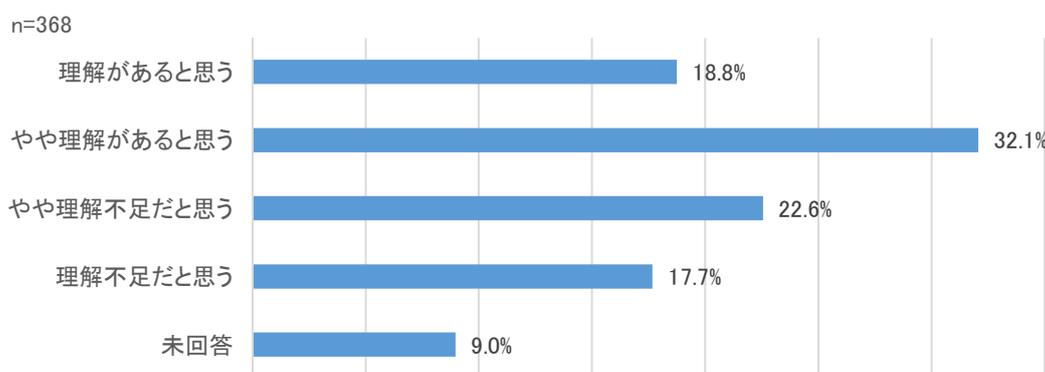
基本目標1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向1 障がい者理解の促進

現状と課題

- 障がい者が地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域共生社会を実現するために、市民一人一人が障がい・障がい者への理解を深めることが必要です。障がいには、先天的な障がいもあれば、疾病等による後天的な障がいもあることを理解し、誰もが自らのこととして考えることが重要です。

■ あなたは、地域の障がい者に対する理解についてどう思いますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 障がい・障がい者に対する理解を深めるため、様々な機会を通して啓発を行います。
- お互いを理解し、他者の多様性を認める心を育むため、障がいがある人となない人が交流する機会を促進します。
- 一人一人の個性が尊重され、つながり、支え合う住民同士の関係性を広げていきます。

達成された姿

障がい・障がい者への理解が深まり、誤った認識や差別が解消され、誰もが尊重されている。

市民の誰もが、障がいの特性や個々に合った支援があることを理解しています。障がい者が困った様子の中には、状況に応じて声を掛けたり静かに見守ります。誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

1 障がい者理解を広めるための普及活動

- 「障害福祉制度のあらまし～ふれあいをもとめて」の配布
- 障がい者理解のためのガイドブックの配布
- 障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」等の配布
- 「障害者週間」等の周知活動
- 「世界自閉症啓発デー」、「発達障害者週間」等の周知活動

2 障がい者理解を深めるための啓発活動

- 障がいへの正しい理解を促進するための研修会等の開催
- 障がい者体育大会の開催
- 障害者支援施設等でのお祭り、市民参加講座などの地域交流事業の開催
- 福祉体験教室の開催
- 障がい者基幹相談支援センターふれあいシンポジウムの開催
- 学校教育を介した小・中学生及び保護者の障がい理解の推進

3 交流及び共同学習の推進

- インクルーシブ教育の推進
- 私立幼稚園や認可保育所（園）等での障がい児の受入れの推進
- 小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流
- 小・中学生による障害福祉サービス事業所の職場体験等への参加促進

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
地域の障がい者に対する理解について、「理解がある」と思う障がい者の割合		43.3%	50.8%	55.0%	60.0%
ヘルプカード、ヘルプマークを提示して、支援を受けたことがある障がい者の割合		—	6.8%	25.0%	40.0%

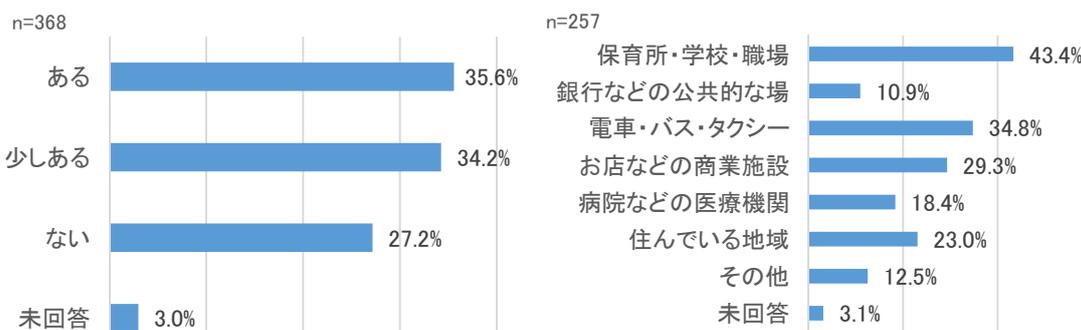
基本目標 1 全ての人が分け隔てられることのないまち

施策の方向 2 権利擁護の推進

現状と課題

○ 障がいの特性により、物事を判断することが難しい場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被ることがあります。障がい者が地域で安心して生活するためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、虐待防止などの人権の尊重や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用など、権利擁護を推進することが必要です。

■ あなたは、障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことがありますか。また、どのようなところで差別や嫌な思いをしましたか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 障がいを理由とする差別の解消を目指し、市民の関心と理解を深め、地域社会における合理的配慮を推進するため、様々な機会を通じて啓発を行います。
- 障がい者の尊厳を守るため、虐待防止に向けた取組を行います。
- 障がい者の意思決定を尊重し、基本的人権や財産など本人の利益を保護するため、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 地域において、権利擁護が必要な人の早期発見、早期支援に向けて地域連携ネットワークを構築します。

達成された姿

全ての障がい者の人権が尊重され、自分らしい生活を送ることができる。

市役所や会社、店舗、公共交通機関などのどんな場所でも、障がい者の特性に合わせた対応をしています。障がい者の財産や権利が侵害されることなく、安心して生活できる社会が実現しています。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- 成年後見制度の総合的な相談、障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターの機能充実
- 障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける成年後見制度及び虐待に係る相談の実施

2 障がい者虐待の防止

- 家族に対する支援や事業所等への指導の強化
- 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止へ向けた啓発活動の実施

3 成年後見制度の普及啓発

- 成年後見制度市長申立・成年後見制度利用支援事業などの実施
- 成年後見制度利用促進協議会の活用
- 中核機関の設置に伴う各種支援の実施
- 市民後見人の育成・支援
- 法人後見受任体制の構築

4 行政サービスにおける合理的な配慮の充実

- 障がいの特性理解と適切な対応を行うための職員研修の実施
- 市主催の研修会や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の配置
- 点字広報・声の広報（録音テープ）サービスの充実
- 障がい者の学習ニーズに応える図書館サービスの充実

第4章

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」とした障がい者の割合		70.2%	69.8%	60.0%	50.0%
権利擁護に係る相談件数		270 件	453 件	600 件	700 件

※ 権利擁護に係る相談件数は、権利擁護支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの相談件数の合計

基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向3 相談支援体制の充実

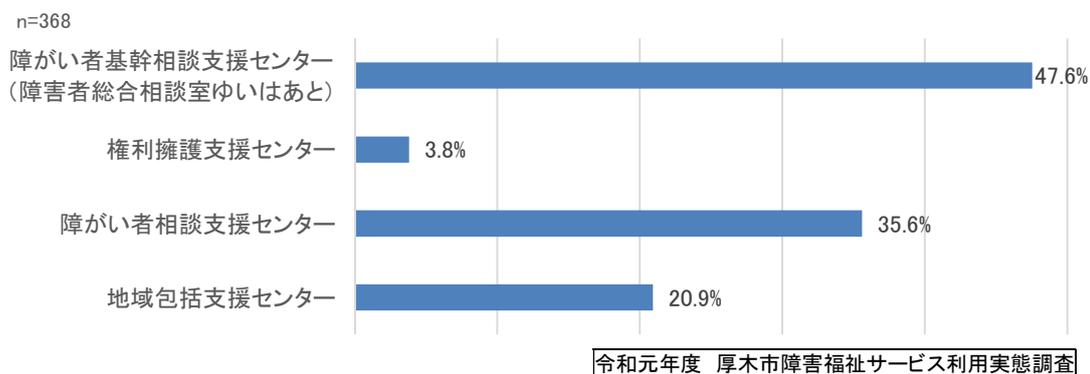
現状と課題

○ 地域には、障がい児、高齢の障がい者、重度の障がい者や医療的ケアが必要な障がい者（医療的ケア児者）など様々な方が生活しており、療育、就労、居住、通院等に係る問題など、生活の幅広い場面で困りごとが発生します。

障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、どのような困りごとであっても、いつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要です。

また、自ら意思を決定することが困難な障がい者については、可能な限り本人の意思を日常生活や社会生活に反映することができるように支援する必要があります。

■ あなたは、次の相談場所があることを知っていますか。



取組方針

- 障がい者が自らの意思で暮らし方を決定できるよう、意思決定支援の推進を図ります。
- 多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談支援について、総合的・専門的な機能の充実を図ります。
- 市民からの相談に対して、丁寧にワンストップで対応するため、地域包括支援センターとの連携を強化し、切れ目のない対応に心がけます。

第4章

- 介護保険制度への円滑な移行や、介護保険サービスの導入後におけるケアマネジャーへのフォローを行います。
- 困難事例に対応するためのスキルを身に付けるため、相談支援専門員の資質向上を図ります。

達成された姿

困ったときには、身近な場所で気軽に相談することができる体制が整っている。

障がい者の生活全般に関する様々な困りごとが起きても、身近な場所で気軽に相談することができるので、安心して日常生活が送れるようになっています。

さらに、家族の高齢化や親亡き後などの将来に関する心配ごとに対しても、事前に相談することができるので安心感が担保されています。

また、地域生活に関して、自分のニーズに合わせて福祉サービス等の総合的なケアマネジメント支援を受けることができるようになっています。

主な取組

1 地域の相談支援体制の充実

- 障がい者基幹相談支援センター（障害者総合相談室ゆいはあと）
障がい者相談支援センターや地域の相談支援事業所に対し、障がい特性に起因する困難事例等について、専門的な知識に基づく指導及び助言を行います。
発達障がい者等に対する支援について、専門的な知識に基づく支援体制を構築します。
- 障がい者相談支援センター
地域で初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談を行います。
相談件数の増加や課題の多様化に対応するため、障がい者相談支援センターの拡充を図ります。
- 相談支援専門員の確保及びスキルアップのための研修の実施
- 地域包括支援センターや権利擁護支援センターとの連携強化
- 障害児相談支援事業所の開設及び利用促進
- 医療的ケア児者に対するコーディネート機能を有する支援体制の構築

- ピアサポーターの養成及びピアサポート体制の構築
- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について関係機関との連携体制の構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用促進（第5章参照）

主な指標

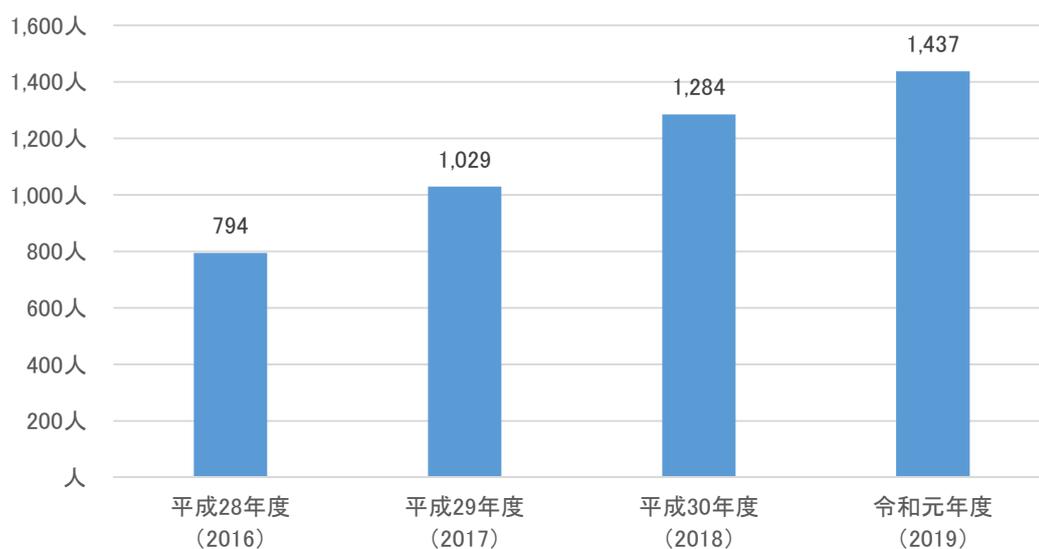
指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
障がい者相談支援センターの認知度		22.8%	35.6%	50.0%	60.0%
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける相談件数		16,322 件	29,321 件	34,000 件	35,000 件

施策の方向4 一貫した療育支援体制の 確立

現状と課題

- 保育や教育の現場では、発達障がいがある子ども、配慮を必要とする子どもが増えています。共に生きる社会をつくるために、障がいのあるなしにかかわらず、個人の持つ可能性を伸ばし、自立した社会生活が送れるよう、一人一人の状況に応じた支援が必要です。
- 障がい児の生活の場には、教育、保健、福祉、医療、就労などの様々な関係機関が関わっています。本人やその家族に対し、将来を見据えた一貫した相談支援を継続的に行うとともに、関係機関が連携し支援体制を構築することが必要です。
- 障害児通所支援の事業所増加に伴い、複数の事業所を利用する障がい児が増えています。事業所間の連携不足が課題となっています。
- 重度の自閉症児、重症心身障がい児、医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制の充実が望まれています。施設整備や人員確保などが課題となっています。そのため、当事者のニーズを踏まえ、障害者協議会等を活用し、課題解消に向けた対応について検討する必要があります。

療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加人数



資料 療育相談センター

取組方針

- 障害児通所支援事業所が、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど生活の場で、支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加を推進します。
- 発達に心配を感じた段階から、本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うため、療育相談や障害児相談支援の利用促進を図ります。
- 障がい児の就園・就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれる縦の連携と併行で支援を行う事業所同士や事業所と学校などの横の連携が図られるよう、マイサポートブックの更なる利用促進を目指します。
- 児童発達支援センターは、障がいの重度化や重複化に対応する専門的機能の強化を図り、地域の専門的な通所拠点施設として位置付け、重層的な障害児通所支援体制を構築します。また、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児が、安心して地域で暮らせるための支援体制の構築を図ります。

達成された姿

地域で切れ目のない一貫した療育支援が受けられている。

障がいがあっても、身近な地域で安心して学校生活を送られています。マイサポートブックや幼児期から関わりのある相談支援専門員が、学校と事業所等をつなぐ役割を担っています。将来の目標に向かって、段階的に進捗状況を確認しながら、本人に合った療育支援が受けられています。

主な取組

1 発達に心配を感じた段階からの支援

- 乳幼児健康診査（4か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児、乳幼児経過検診、乳幼児精密健康診査）の実施

第4章

- 療育相談センターまめの木との連携
発達に心配のある児童の療育相談や専門職による保育所等への巡回相談などの実施
- 児童発達支援センターひよこ園との連携
- 児童相談所との連携
- 生まれてからの成長の記録や支援、教育の記録をファイルするマイサポートブックの更なる活用
- 発達障がい児の保護者に対するペアレントトレーニング等支援の実施
- 児童福祉法に基づく障害児支援の充実（第5章参照）

2 学校生活期における支援の充実

- 個々の教育的ニーズを考慮して適切な就学の場を検討する就学相談の実施
- 特別支援学級における個々のニーズに応じたきめ細かな指導・支援の実施
- 通級指導教室の設置
- 特別支援教育介助員の配置
- 障がいの状態に応じた指導・支援の工夫や関係機関との連携等について研究を深める教職員研修会の実施

3 医療的ケア児及び重症心身障がい児への支援

- メディカルショートステイ事業の実施
- 重度訪問看護支援事業の実施
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児並びに家族に対する支援のニーズ把握
- 医療機関との連携体制の構築

4 障害児通所事業所等への資質向上のための支援

- 放課後等デイサービス等事業所に対する研修及び現場指導の実施
- 相談支援専門員に対する研修及び現場指導の実施

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
療育相談センター主催の出張講座及び各種研修の延べ参加者数		794人	1,437人	1,000人	1,000人
障害児支援利用計画を作成している障がい児の割合		8.0%	13.5%	40.0%	50.0%

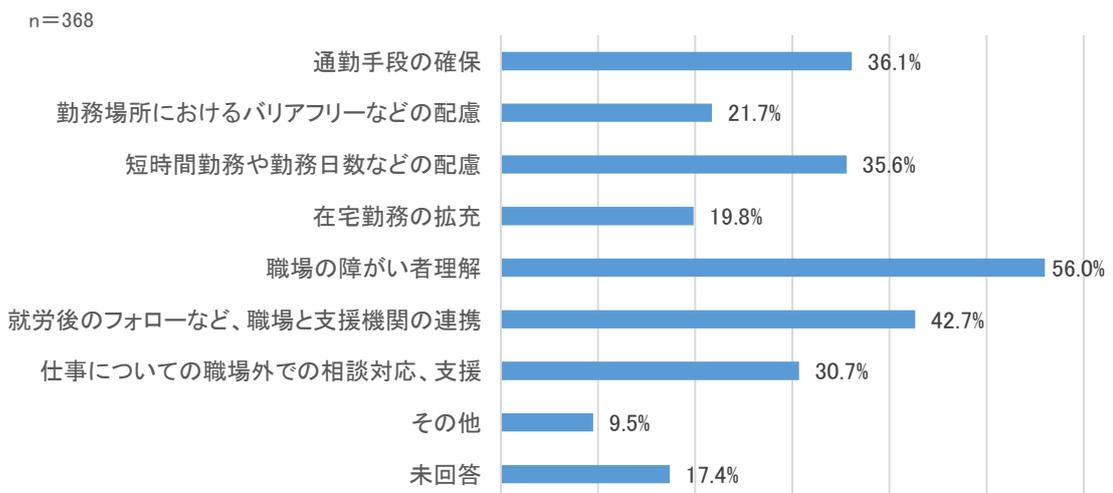
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向5 多様な就労支援

現状と課題

- 障がい者が地域の中で、自分らしく自立した社会生活を送るために、就労は重要な要素です。健康状態に合わせた働き方、障がいの特性に適した仕事、職場での理解、適性や能力などその人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが必要です。
- 障害者の雇用の促進に関する法律の規定に基づく障害者雇用率は、民間企業の場合2.3%と定められています。全国と比較して県内の雇用率は低い状況にあり、障がい者の雇用の推進するための取組は一層必要となっています。
- 一般就労した後に職場に定着することが課題となっています。障がい者の就労定着には、就業面及び生活面での一体的な支援とともに、職場における障がいに対する理解及び配慮が必要です。
- 就労継続支援事業所等の福祉的就労の場では、安定的な仕事の確保と工賃の底上げが課題となっています。
- 障害者雇用促進センター等の専門的機関を有効活用するためには、気軽に相談できる環境を整備するとともに、教育、雇用、福祉などの関係機関の連携による就労支援体制の構築が必要です。

■ あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 障がい者本人の特性に配慮した就労相談を行います。福祉的就労、職業訓練、一般就労など様々な選択肢を視野に入れて、生活面での課題をフォローしながら支援に当たります。
- ハローワーク、障害者雇用促進センター、県央地域就労援助センター障害者就業・生活支援センターほむ、就労移行支援事業所など関係機関との連携を図り、障がい者に対する就労から定着までの支援を実施するとともに、企業に対しても障がいに対する理解促進や支援方法の助言などを実施します。
- 障がい者が自分らしい豊かな生活を送るために、工賃アップに向けて、障害者就労施設等への優先調達を推進します。

達成された姿

一人一人に合った就労支援により、多様な働き方ができている。

障がい特性に応じた接し方や指導方法について、上司や同僚に助言を行うことのできる支援者がいるので、障がい者の職務遂行力がアップし、職場内コミュニケーションがスムーズになっています。

また、一般就労が困難な場合でも、個々の能力に応じた場で仕事を続けることができている。

主な取組

1 地域の就労支援体制の構築

- 障がい者基幹相談支援センターによる総合的な就労相談及び専門的機関との連携強化
- 企業及び関係機関等による就労支援ネットワークの構築
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）

2 企業や障害者就労施設等への支援

- 企業に対する障がい者雇用に関する助言等の支援の実施
- 工賃アップに向けた取組
 新たな物品の企画・開発のためのニーズ調査
 障がい者就労施設等の手づくり製品の展示即売会の開催
 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく取組
- 障害者雇用奨励交付金の活用推進
- 障がい者就労施設共同受注窓口の創設

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおける就労相談件数		381 件	1,120 件	1,200 件	1,300 件
市内就労継続支援事業所の 1 人当たりの平均工賃額 上段：A 型事業所 下段：B 型事業所		75,579 円	76,693 円	81,000 円	83,000 円
		12,411 円	16,018 円	18,000 円	19,000 円

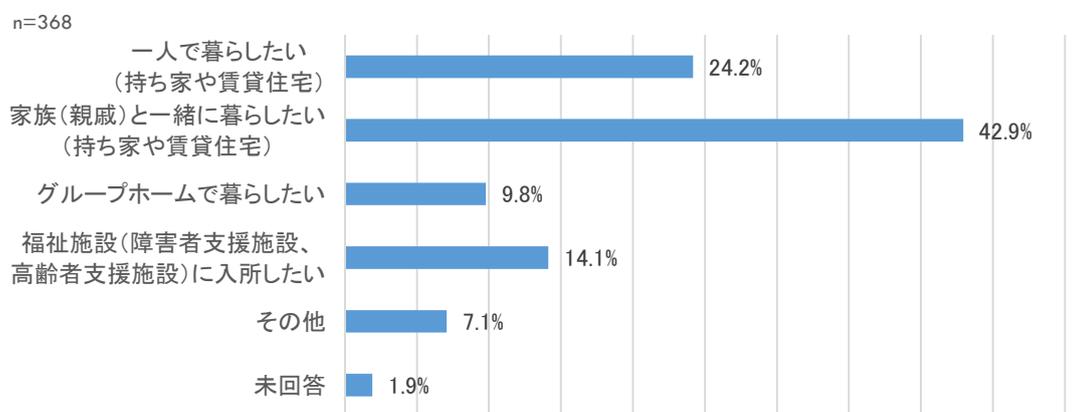
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向6 居住支援の充実

現状と課題

- 地域での生活を希望する障がい者が賃貸物件を借りる際に、障がいを理由に断られてしまうことがあります。
- 現在、地域で生活している障がい者が本人や両親の高齢化、障がいの重度化等の要因により、安心して地域生活を送ることができない状況があります。
- 休日、夜間等に、介護者の急な不在などの緊急事態が起きた場合、どの機関がどのように対応するか役割分担が明確になっていません。
- 親亡き後に、地域での生活が困難になることが想定される方がいます。
- 精神障がい者が長期入院から地域生活に移行した際に、地域生活を継続するための課題を抽出し、関係機関で共通認識を持つ必要があります。
- 入所等から地域生活への移行に当たり、希望する地域での暮らしの実現に係る課題等について、具体的な検討を行う必要があります。

■ あなたは将来どのように暮らしたいと思いますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 地域での生活を希望する障がい者が住居を確保し、地域で安心して生活するために、不動産業者や関係機関と連携した支援体制を構築します。

- 定期的に地域生活支援拠点機能を点検し、課題点については市内障害福祉サービス事業所等と緊密に連携した上で、改善・強化を図ります。
- 休日、夜間等に介護者の急な不在などの緊急事態が起きた場合であっても、相談から緊急的受入れまで円滑に対応できる支援体制を構築します。
- 親亡き後の地域における生活の継続について、障がい者本人の意思を尊重しながら、家族、支援者が一体となって、事前に考えていく体制づくりを推進します。
- 精神障がい者が入院から地域生活に移行し、安心して生活を継続していくために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて関係機関と協議及び連携し、より効果的な支援体制の構築を図ります。
- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助等の活用等により、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができる支援体制の構築について検討します。

達成された姿

住居を確保し、安心して地域で暮らし続けることができている。

地域で暮らす障がい者に緊急的な事態が起きても、関係機関の連携によりスムーズに支援できています。また、親亡き後の地域での暮らしについて、親が元気なうちから本人と家族、関係機関が十分に話し合っているため、安心して生活ができています。

主な取組

1 地域生活支援拠点の機能強化

- 全ての障がい種別に対応できる緊急時対応体制の構築
- 親亡き後の地域生活の継続について本人やその家族への啓発促進
- 障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点への登録の推進
- 地域生活支援拠点機能の定期的な点検及び機能強化の検討
- 地域生活支援拠点機能強化補助金の創設

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害者協議会等における課題抽出及び支援方法の検討

第4章

- 市、保健所、医療機関及び障害福祉サービス事業所による支援体制の構築

3 地域における居住支援

- 地域での住居確保について市内不動産業者及び支援機関との連携
- 入所等から地域移行した後の地域生活の継続のための課題抽出及び支援方法の検討

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点の登録数		—	5か所	10か所	14か所

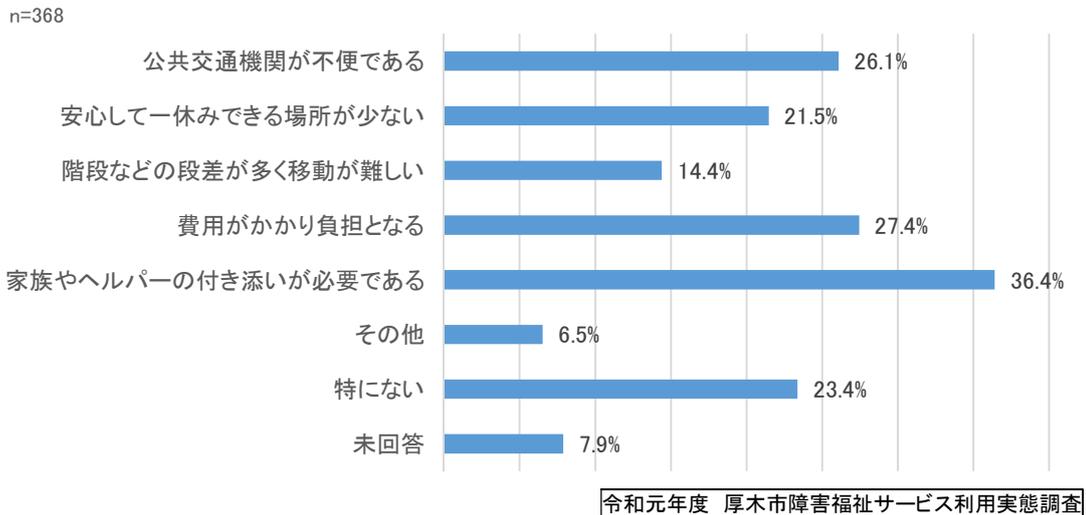
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向7 社会参加の促進

現状と課題

- 移動に制約のある障がい者が地域において自立した生活を営み、社会活動に参加するためには、外出支援が必要です。そのため、障がい者が気軽に外出できるような環境整備が求められています。
- 外出時に家族やヘルパーの付添いを必要としている方が多いことから、ヘルパーが付き添う移動支援事業の充実を図る必要があります。

■ あなたが外出するときに困っていることはありますか。



取組方針

- 外出支援については、公的なサービスとして行うべき事項と民間やボランティアも含めたサービスとして行うことのできる事項の整理を行い、より利用しやすいサービスを目指した検討を行います。
- ガイドヘルパー（移動介護従事者）の不足を解消するため、人材確保に向けた取組を行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣要請に応えられるよう人材育成を図ります。
- 障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

達成された姿

地域や社会の様々な活動に参加しやすい環境が整っている。

障がいに配慮した環境が整っているため、外出先でも快適な時間を過ごせるようになっていました。ガイドヘルパー（移動介護従事者）やボランティアなどの支援により、買い物や通院などがスムーズにできています。スポーツ観戦やイベント参加なども促進され、充実した日常生活が送れるようになっていました。

主な取組

1 外出支援の充実

- 福祉タクシー利用券の交付等
- 公共交通機関の運賃、有料道路通行料金の割引など各種割引制度の周知
- 移送サービスの充実
- ガイドヘルパー等の人材確保を含めた移動支援の充実に向けた検討
- 外出時や行事などにおける手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）

2 手話通訳者及び要約筆記者の養成

- 手話通訳及び要約筆記活動の周知
- 神奈川県手話通訳者及び要約筆記者認定試験合格のための講習会の実施
- 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員養成講習会の実施

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
外出について困っていることが特にな いと思う人の割合		22.3%	23.4%	30.0%	40.0%
手話通訳者・要約筆記者の登録者数		27人	33人	35人	37人

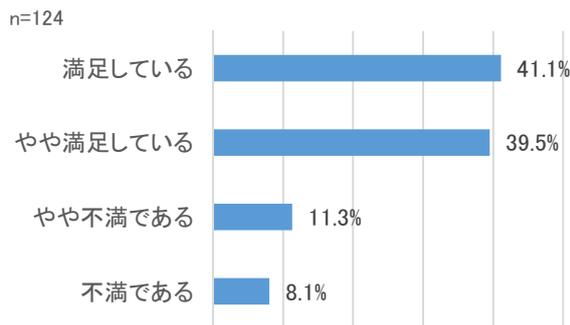
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向8 日常生活を支えるサービスの充実

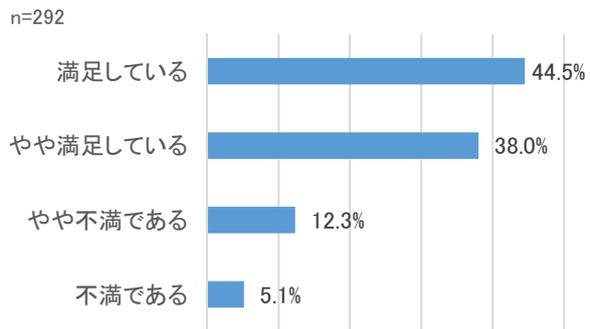
現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むため、多様なライフスタイルに対応できる支援など、障がいの特性に応じ、必要な支援を必要なときに受けられるよう、様々な福祉サービスが求められています。
- 重度の自閉症、重症心身障がいや医療的ケアなど、専門的な支援を必要とする方にサービスを提供できる事業所や人材が不足しています。

■ あなたは、訪問系サービスに満足していますか。



■ あなたは、日中活動系サービスに満足していますか。



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 必要なサービス量の確保やサービスの質の向上など、地域生活を送るために利用しやすいサービスの充実を図ります。
- 障がい者の高齢化や施設入所者の地域移行に伴い、ホームヘルプサービスの利用が増加すると見込まれるため、サービスを担うヘルパーを確保するとともに、介護保険の適正利用を図ります。
- 重度の自閉症、重症心身障がい、強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケア等、専門的な支援を必要とする障がい者に対する支援体制の充実を推進します。

第4章

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、関係機関で協力し、研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を推進します。

達成された姿

住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスが整っている。

重度の障がいがあっても、できるかぎり長く安心して自宅で暮らせるための障害福祉サービスが受けられます。また、在宅での生活が困難になったときは、グループホーム等での生活も選択できます。

主な取組

1 地域生活支援の充実

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実（第5章参照）
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施（第5章参照）
日中一時支援事業の充実に向けた検討
- 緊急通報システム機器の貸与
- 住民参加型有料在宅援護サービス（社会福祉協議会）の実施
- 車いすの貸出事業（社会福祉協議会）の周知
- 愛の一声ごみ収集事業の利用促進
- 重度障がい者個別訪問の実施
障害福祉サービスや医療を利用していない単身世帯や後期高齢者のみの世帯の重度障がい者を訪問します。

2 介護職の人材確保支援

- 就職相談会の開催
- 障害福祉サービス事業所就労定着支援の実施
- 資格取得等の研修費用の助成による専門性の確保
- 関係機関との協力による障がい福祉の現場の周知・広報
- 介護職転入奨励助成金等、介護職の人材確保のための助成金の支給

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
サービスの満足度 上段：訪問系サービス 下段：日中活動系サービス		76.2%	80.6%	85.0%	90.0%
		82.7%	82.5%	85.0%	90.0%
介護職の人材確保支援を受けた人数		6人	12人	15人	17人

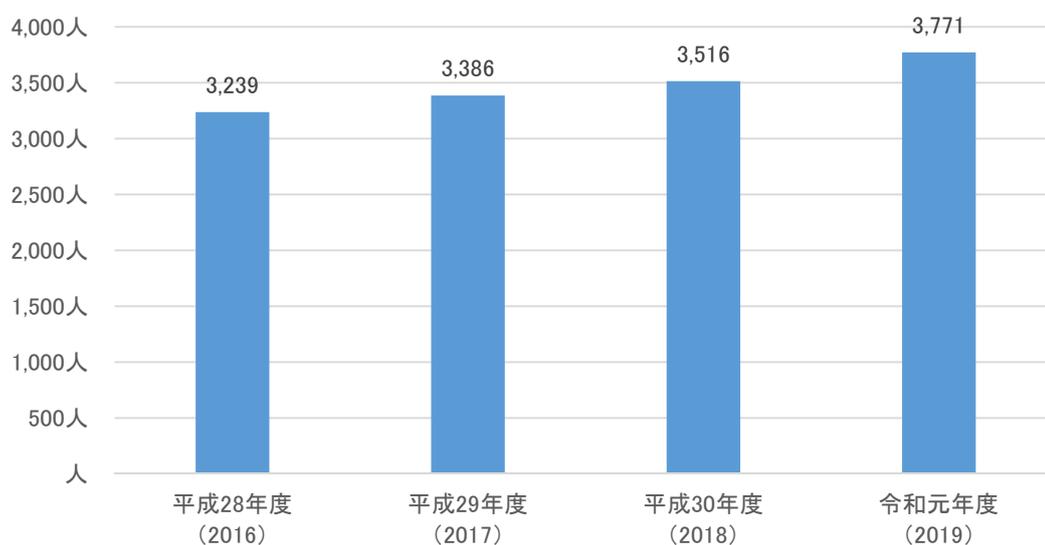
基本目標2 自分らしく生きることができるまち

施策の方向9 健康・医療の充実

現状と課題

- 障がいの原因となる疾病や障がいの重度化を予防する観点から、保健・医療・福祉の連携による健康管理のための相談や指導、障がい者が受診しやすい医療体制の充実が求められています。
- 障がいの特性によっては、生活の乱れから生活習慣病を発症する場合があります。ため、衣食住といった基本的な生活習慣を維持できるような支援が必要です。

■ 自立支援医療受給者数



資料 厚木市障がい福祉課

取組方針

- 障がいの原因となる疾病や障がいの重度化を予防するため、健康診査の促進を図るとともに、受診後のフォローアップ体制の強化を図ります。
- 保健師や栄養士などによる健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図ります。
- 新型コロナウイルスを始めとする生命や健康を脅かす感染症に対し、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、予防や感染のまん延防止のための普及啓発に努めます。

達成された姿

障がいの原因となる疾病や重度化の予防が図られている。

健康診査の受診徹底とその後のフォローアップ体制が整っているため、必要となる指導や治療が速やかに受けられています。

主な取組

1 障がいの予防と健康増進に向けた取組の充実

- 障がいの要因の一つである生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療につなげるための健康診査（がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診など）の促進
- 健康相談の実施
健康全般に関する総合健康相談
糖尿病などの生活習慣病に焦点を当てた重点健康相談
- 障がい者健康スイミングの実施
- 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発

2 医療制度の充実

- 身体機能を回復するための自立支援医療費の給付（育成医療・更生医療）
- 通院により精神疾患を治療するための自立支援医療費の給付
- 心身障害者医療費助成による自己負担額の助成
- 障がい者歯科診療への支援

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
健康相談利用人数		654 人	537 人	660 人	770 人
自立支援医療受給者数		3,239 人	3,771 人	4,700 人	5,000 人

※自立支援医療受給者数は、更生医療、育成医療及び精神通院医療の合計

基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 10 災害時支援体制の強化

現状と課題

- 大規模地震や風水害等の災害時に対しては、全ての市民が「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識を持ち、十分な事前準備が必要です。
- 障がい者は、自力で避難することや避難所で過ごすことが困難な場合があります。災害時の安否確認や避難時の近隣での助け合い活動が円滑に行われるよう、地域組織との日常的な関係づくりが大切です。

取組方針

- 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、地域における避難支援体制づくりに取り組めます。
- 避難所生活が困難な障がい者について、災害時における緊急受入施設での受入体制の整備を図ります。
- 障がい者が自ら防災に備え、災害時に適切に避難できるよう、自助の取組を支援します。

達成された姿

災害時に必要な避難等の支援が受けられている。

災害時に自力で避難できない障がい者も、隣近所で声を掛け合って一緒に避難できています。避難所生活が困難な場合は、施設の受入体制が整っているので、必要な支援が受けられています。

主な取組

1 地域の防災ネットワークづくり

- 自主防災隊、民生委員・児童委員、消防団、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの関係者が連携して、災害時に避難支援を行う体制の推進
- 障がい者が参加しやすい防災訓練等の実施
- 災害時に障がい者が過ごしやすい避難所運営の推進
- 災害時における医療機関の開設状況に係る情報提供

2 「自助」のための事前対策の促進

- 聴覚障がい者へのメール、ファクシミリ等による情報伝達サービス
地震、台風発生に伴う情報
災害発生時における避難勧告などの重大な災害情報
- 各自が所有する蓄便袋・蓄尿袋を公民館で保管
- ヘルプカードの活用
- 防災対策チェックリストの手引きの周知及び配布

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
避難行動要支援者の同意者の割合		—	57.3%	65.0%	70.0%
自主防災隊が実施した防災訓練のうち、障がい者が参加した訓練の割合		—	9.7%	25.0%	35.0%

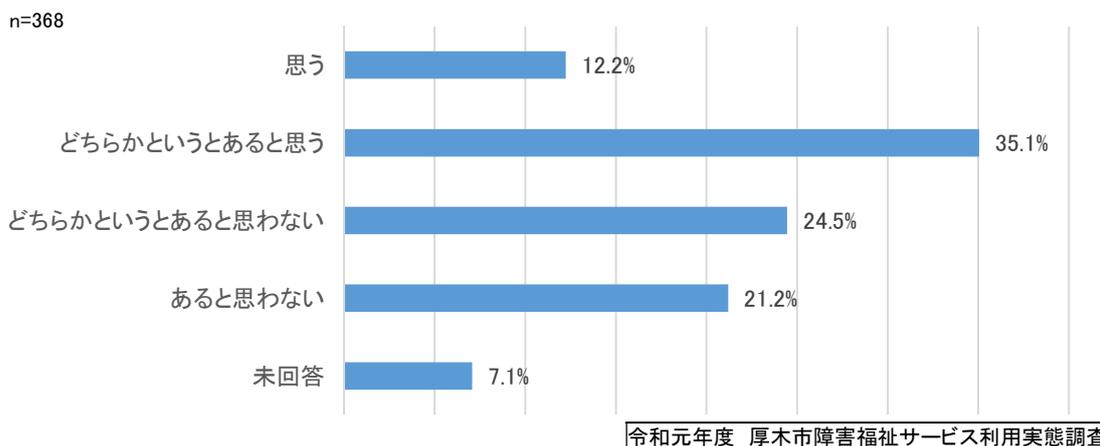
基本目標3 地域で支え合う共生のまち

施策の方向 11 地域をつなぐネットワークの構築

現状と課題

- 身近に支え合える知り合いがいないなど、地域の間人間関係が希薄な人が増えています。自治会等の地域活動、ボランティアなどの市民活動を通して、地域における関係づくりや地域全体で支える仕組みづくりが求められています。

■ あなたがお住まいの地域で、住民同士の助け合いがありますか。



取組方針

- 市民一人一人がささいな異変など「気づき」を感じることができるよう、地域にゆるやかな見守り関係ができるよう働き掛けます。
- 障がい者相談支援センターは、地域包括支援センターと連携を図り、地域からの障がい者の相談にワンストップで対応します。医療、教育、就労、生活支援など地域の障がい者を支えるネットワークを活用し連携を図ります。
- 在宅療養を支える医療、介護、福祉の関係者は、「在宅療養 あつぎマナー集」を活用することにより、スムーズな多職種間の連携を図ります。
- 地域共生社会の実現に向け、地域住民による主体的な地域づくりのための検討を行うとともに、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスを確保し、地域の実状を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組みます。

達成された姿

支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援が図られるネットワークがある。

隣近所の様子に異変があった場合は、お互いに声を掛け合える関係になっているので、一人暮らしであっても、迅速に適切な支援へとつなげることができます。

主な取組

1 地域による見守り活動の充実

- 隣近所での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃からの適度な距離感を持った緩やかな見守り活動の実施
- 障がいがあっても気軽に参加しやすいイベントや交流スペースの創出

2 障がい者相談支援センターと地域包括支援センターとの連携による総合相談支援の充実

- 地域における様々な関係者のネットワーク構築
- 障がい者やその家族の状況等についての実態把握
地域から孤立している世帯や、介護者の高齢化等の重層的な課題を抱えている世帯など支援が必要な世帯を把握し、適切な支援につなげます。

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
自分が住んでいる地域で住民同士の助け合いがあると思う人の割合		28.0%	47.3%	50.0%	60.0%
障がい者相談支援センターが行う訪問相談等の件数		189 件	1,278 件	1,400 件	1,500 件

基本目標3 地域で支え合う共生のまち

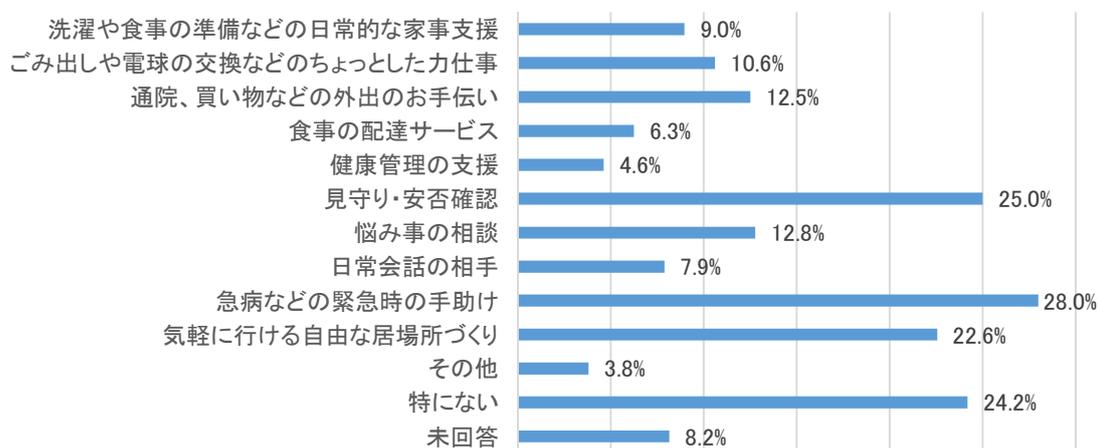
施策の方向 12 地域における人材等の養成

現状と課題

- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域における自治会、近隣住民、ボランティア、NPO 法人、民間事業者などが行う様々な活動を、地域のニーズに対する支援とつなげることが重要です。

■ あなたがお住まいの地域に、あってほしい住民同士の助け合いはありますか。

n=368



令和元年度 厚木市障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 身近な地域の中での人とのつながりを作り、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やします。
- ボランティア活動など支援の担い手の養成に取り組みます。
- 障害福祉サービス等の公的制度だけではなく、多様な主体による生活支援サービスを活用しながら、地域で支え合う体制を構築します。

達成された姿

地域ぐるみの様々な生活支援が活発に行われ、身近な支援者が増えている。

地域には、徒歩圏内で交流スペースやコミュニティカフェがあるので、気軽に立ち寄ることができています。日常会話だけではなく、悩み事の相談をすることもあります。外出支援や家事援助のサービスは、気心知れた身近な支援者が担ってくれるので、安心して利用することができています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- ボランティアセンターの充実
 - 地域のニーズに対する新たなボランティアの創出
 - ボランティア養成講座の実施

2 地域での支え合う仕組みづくりの支援

- 既存の制度だけでは解決できない、制度のはざ間で解決できないなどの困りごとを地域の中で解決に導く「地域福祉コーディネーター」の充実
- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」の体制の充実

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28 (2016) 年度	R元 (2019) 年度	R5 (2023) 年度	R7 (2025) 年度
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数		5,039 人	4,600 人	4,900 人	6,000 人
地域福祉コーディネーターの活動件数		999 件	1,752 件	2,300 件	2,700 件